

財 政 状 況 と 市 政 の 方 向

本市では、財政状況の悪化から準用再建団体への転落を回避すべく平成 16 年 1 月に「財政健全化緊急 3 か年計画」を策定し、財政健全化に向けて鋭意取り組んできました。その結果、平成 18 年度決算において実質収支を 4 年ぶりに黒字に転換させ、以後、実質収支で黒字決算を続けることができています。このことは、一般会計における財政状況が健全化へ向け着実に進捗していることを示しています。

しかしながら、平成 19 年 6 月 15 日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、地方公共団体の新しい財政再建制度が整備され、平成 19 年度決算から「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」という 4 つの指標を用いて財政の健全度を公表するとともに、平成 20 年度決算からは、基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければならないこととなりました。これら 4 つの指標のうち、「連結実質赤字比率」と「将来負担比率」ですが、「連結実質赤字比率」とは、一般会計だけでなく特別会計、公営企業会計も含めた全会計における実質赤字の標準財政規模に占める割合を指標化したものであり、「将来負担比率」とは、一般会計や特別会計のほか、一部事務組合、第三セクター等を含め、将来一般会計で負担することが見込まれる金額の標準財政規模に対する割合を指標化したものです。このことによって、市財政の状況について、一般会計だけではなく、関連する特別会計等を含めて財政の健全度を判断することになっています。

資金不足を生じている病院事業等を抱える本市においては、平成 22 年 3 月に「第四次荒尾市行政改革大綱」を策定し、鋭意行政改革に取り組んでいるところですが、国民健康保険特別会計については、国民健康保険税の税率改正後においても平成 24 年度決算での単年度赤字計上となり、今後の持続可能な運営のための取組が必要となっています。また、病院事業会計については、ここ数年経営状況が改善してきていますが、病院施設建替えへ踏み出したところであり、建設においては多額の支出が見込まれています。さらには、平成 23 年度末をもって廃止した競馬事業の跡地対策、残務整理など、一般会計以外の会計も含めた市会計全体としての財政健全化に、今後より一層取り組む必要があるところです。

このように厳しい財政状況により、市民の皆様には多方面で不自由をおかけするかもしれませんが、本市の財政事情を十分に御理解いただき、平成 24 年度からスタートした「第 5 次荒尾市総合計画」の将来像『しあわせ 優都 あらお』を実現するためにも、今後も御支援、御協力をお願いします。